広島県安芸郡熊野町
字深原平　二六七二番一〇一
二六七二番二一一
二六七二番二三九
二六七二番二四一
字深原　五四三三番三
五四三四番三
五四三六番三から五四三六番六まで
五四三七番七
五四三七番一八
五四三七番二〇及び五四三七番二一
五四三七番二三
五四三七番二七
五四三八番四及び五四三八番五

○国土交通省告示第四百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

○気象庁告示第五号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十五日

気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第15502号	電気式温度計の感部ＭＥＳ－39539	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月6日
第15503号	電気式気圧計の感部（デジタル型のもの）ＷＴ－ＤＴ13ＳＴＡＴＩＯＮ－Ｐ	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月6日
第15504号	ラジオゾンデ（気圧計を用いないもの）ＲＳ－06Ｇ(H)型ラジオゾンデ	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月6日
第15505号	電気式湿度計の感部（デジタル型のもの）ＷＴ－ＤＴ13ＳＴＡＴＩＯＮ－ＴＵ	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月6日

○防衛省告示第五十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(エ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線並びに第二号の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度一三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

(オ)　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

(カ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度〇五分一五秒　東経一三七度三六分一二秒

(オ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。